

## 液化石油ガス販売事業者

### 認定保安機関の皆様へ

- ・ 液化石油ガス販売事業の販売登録申請時
- ・ 保安機関の認定及び認定更新申請時
- ・ これらの氏名等の変更届出時

県内に住民票を有する個人事業主の方は、

窓口への住民票の写しの提出を不要とすることができます。

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成22年埼玉県条例第6号）が平成22年4月1日に施行されました。

これに伴い、県では、県内に住民票を有する個人事業主の上記の申請及び届出時に、住民票の提出による審査に代え、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用による審査ができるようになりました。

#### ご注意！！

- ① 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合は、

「住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認申出書

（様式1.6）」

の提出をお願いします。

- ② 県外に住民票を有する個人事業主の方は従来どおり住民票の写し等の提出をお願いします。

（これらの手続き、様式については、埼玉県ホームページでご覧になれます。）

#### ◎ 問い合わせ先

埼玉県危機管理防災部化学保安課 液化石油ガス担当

電話 048-830-8439



埼 玉 県